

理事会の運営に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は公益財団法人お金をまわそう基金(以下「当財団」という。)の定款第7章に基づき、理事会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(構成及び出席)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事は、やむを得ない事由がある場合を除き、理事会に出席しなければならない。

3 監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

第2章 理事会の種類及び招集

(理事会の種類及び開催)

第3条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定時理事会は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、開催する。

3 臨時理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき

(2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 監事から代表理事に対し、理事会の招集の請求があったとき、又は、監事が理事会を招集するとき。

(招集者)

第4条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 第2項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(招集の通知)

第5条 理事会を招集するときは、開催日の7日前までに、理事及び監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を書面又は電子的記録をもって通知を発しなければならない。

(招集手続の省略)

第6条 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の書面又は電子的記録による同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第3章 理事会の権限

(権限)

第7条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当財団の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借入
- (3) 重要な使用人の選任・解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他当財団の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備
- (6) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (7) 事業報告及び計算書等の承認
- (8) その他法令で定める事項

(決議事項)

第8条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 当財団の業務執行の決定
- (2) 代表理事及び業務執行役員を選任及び解任
- (3) 評議員会の日時及び場所並びに評議員会の目的である事項の決定
- (4) 重要な財産の処分及び譲受け
- (5) 多額の借財
- (6) 重要な使用人の選任及び解任
- (7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (8) 定款6条に規定される事業計画書、収支予算書、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類
- (9) 定款7条に規定される事業報告及び決算の書類

(理事の取引の承認)

第9条 理事が利益相反等取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るも

のとする。

- (1) 取引をする理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方、金額、時期、場所
- (4) 取引が正当であることを示す参考資料
- (5) その他必要事項

2 前項の承認後、前項に示した事項について変更が生じた場合は、利益相反等取引を行う前に理事会の承認を得るものとする。

(報告事項)

第10条 代表理事、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

2 必要に応じて業務執行理事を置いた場合、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは不当な事実があると認められるときは、これを理事会に報告しなければならない。

(報告の省略)

第11条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合については、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、前条第10条第1項及び第2項の規定による報告には適用しない。

第4章 理事会の議事

(議長)

第12条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 前項にかかわらず、代表理事がやむを得ない事情で欠席した場合は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(定足数)

第13条 理事会は、定款に別段の定めがない場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(決議)

第14条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出

席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第15条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該議案につき理事(当該事項について特別の利害関係を有する理事を除く者に限る。)の全員が書面又は電子的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べた時を除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第16条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 議事録には次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開催された日時及びその結果
- (2) 議事の経過の要領及びその結果
- (3) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- (4) 議長の氏名
- (5) 理事会に出席した理事、監事の氏名
- (6) 議事録の作成に係わる職務を行った理事の氏名
- (7) その他法令で定められた事項

第5章 その他

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2019年10月10日から施行する。